

国保連合会だより



NO. 27-8
平成28年 3月10日
静岡県国民健康保険団体連合会
〒420-8558
静岡市葵区春日2丁目4番34号
TEL (054) 253-5581
<http://www.shizukokuhoren.or.jp/>

◎こども医療費助成制度の変更について

平成28年4月1日から藤枝市こども医療費助成制度の助成内容が次のとおり変更されます。

藤枝市 (83220145)

区分	変更前	変更後
給付内容 (現物給付)	対象年齢：小学6年生まで (12歳に達した日以後の 最初の3月31日まで) ※中学生は償還助成 入院：500円/日 食事助成なし 通院：500円/回 (月4回まで)	⇒ 対象年齢： <u>中学3年生まで</u> (15歳に達した日以後の 最初の3月31日まで) 入院：500円/日 食事助成なし 通院：500円/回 (月4回まで)

- ※自己負担額などの変更はありません。
- ※市の予算成立をもって改正されます。
- ※3月末に対象者へ受給者証が送付されます。

御不明な点は、藤枝市役所 児童課 子ども支援給付係 (TEL: 054-643-3241) までお問い合わせください。

◎福祉医療費受給者証 (こども・母子・重度) の確認をお願いします。

毎年4月は、市町の医療費助成制度の助成内容変更や、受給者の転居、進級等に伴う受給者資格の異動・喪失が多い月となっています。

請求先市町の誤りや、窓口徴収額の算定誤り等を未然に防ぐため、窓口での被保険者証の確認と福祉医療費受給者証の確認業務を例月以上に努めていただきますよう、御協力をお願いします。

併せて、レセプトコンピュータへの登録・更新漏れのないよう、重ねて御協力をお願いします。